

公益財団法人新潟県市町村振興協会基金貸付細則実施要領

平成24年5月26日

要領第1号

(目的)

第1条 公益財団法人新潟県市町村振興協会（以下「協会」という。）の資金の貸付を適正かつ、円滑に実施するため、公益財団法人新潟県市町村振興協会基金貸付細則（以下「細則」という。）第13条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(審査会)

第2条 協会に、新潟県市町村課長、新潟県市長会事務局長及び新潟県町村会事務局長をもって構成する審査会を置く。

2 審査会は、細則第9条の規定による貸付の可否及び貸付額の審査並びに細則第11条第1項及び第2項の規定による繰上償還に関する事項を審査するものとする。

(指定金融機関)

第3条 協会は、基金の貸付を円滑に実施するため、金融機関を指定する。

(貸付団体の選定)

第4条 貸付団体の選定にあたっては、市町村の事業計画及び過去の貸付状況等を勘案して選定するものとする。

(貸付実行日及び償還期日)

第5条 資金の貸付実行日は、貸付の月の24日とし、長期貸付に係る元利金の償還期日は、毎年9月24日及び3月24日とする。ただし、当日が休日にあたる場合は、その翌日とする。

(貸付金台帳)

第6条 協会の貸付金に係る資産の管理は、貸付金台帳（別表）をもって行う。